

横浜市立川井小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月4日（火）策定（令和6年2月27日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義（「いじめ対策推進法」より）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかしひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけではなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、「いじめを見逃さない」「いじめ・暴力は決してしてはいけないこと」という理念をもって、いじめを防止に取り組む。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成

「学校いじめ防止対策委員会」の構成員は、学校長、副校長、児童支援専任教諭、各学年ブロックより1名、人権・福祉委員会の担当教諭、いじめ防止対策委員会の担当教諭とする。必要に応じてその他の職員、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。校長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。いじめ防止委員会での記録には、いじめ認知の経過や結果、解消等も含めて掲載する。

(3) 委員会の活動内容

未然防止及び取り組みの検証のために、次のような取り組みを行う。

①未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に通知

②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口の設置
- ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめをうけた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

③取り組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づいた、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行含む）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止、早期発見

日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築する。また、児童を対象にアンケート調査を定期的に行い、児童の声が直接届けられるようにする。さらに、児童の生活（YP アセスメント）やいじめ実態調査、教育相談等を定期的に行う。

また、いじめを予防するために、各学年で系統的に指導を行う。（教科等実施時間は問わない。）

4月：いじめとは 7月：SOS の出し方 11月：いじめ防止アンケートの内容を受けたもの
いじめ等トラブルがあったときには、学年（ブロック）→児童支援専任→管理職と共有する。

共有は、極力その日のうちに行う。（遅くとも24時間以内に行う。）（児童支援専任が不在の場合は、管理職に報告する。）

対応が必要な場合には、まず24時間以内に方針を決定する。その後、対応策を検討、決定する。

(2) いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中心に、組織的かつ迅速に対応する。当該児童・保護者の心に寄り添った支援や、関係児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行う。いじめが犯罪行為にあたりと認められるような場合や、児童の生命や、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報すると共に、関係機関、専門機関と連携し対応に当たる。

(3) いじめの解消

いじめの解消の要件として、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② 当該児童が心身の苦痛を感じていないこと

(4) 教職員等への研修

児童理解研修（YP アセスメントを2回実施し、学年・ブロックで支援を検討する。）

いじめ防止委員会で出てきた児童に関して、毎月職員全体で共有する。

児童共有から重点的に行ってほしい取組を決め、ブロック研で推進する。

(5) 学校・家庭・地域連携事業の活用

いじめについて、保護者や地域の方々と情報を交換し共有化していく。学校・PTA・地域の共同開催による学校説明会や、各行事等を通して連携を深めていく。

(6) 取り組みの年間計画

月	内容
4	組織の役割の確認 新年度の児童の実態把握・情報収集・旧担任との引き継ぎ いじめについての指導（全学級実施）
5 6	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、保健室報告など） いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式アンケート・教育相談）

	1年生&個別級交流 スピーチコンテスト
7	YP アセスメント実施、支援検討会（当該学年） SOS の出し方指導（全学級実施） 学校の状況、学年・学級の児童の実態の共通理解、児童理解（個に応じた対応、保健室報告など） 夏季児童理解研修、夏季特別支援研修
8 9	横浜子ども会議 夏季休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解 学校の状況・児童の実態の共通理解、児童理解（個に応じた対応、保健室報告など）
10	高齢者理解教室（認知症理解）・福祉体験教室（聴覚障害理解） 学校の状況、学年・学級の児童の実態の共通理解、児童理解（個に応じた対応、保健室報告など）
11 12	福祉体験教室（視覚障害理解） 2年生&個別級交流 学校の状況、学年・学級の児童の実態の共通理解、児童理解（個に応じた対応、保健室報告など） 人権週間の取り組みについて（人権集会、啓発ビデオ視聴など） いじめ早期発見のための生活アンケート（無記名式・教育相談） いじめ防止教育（全学級実施） YP アセスメント実施、支援検討会（当該学年）
1 2	学校いじめ防止基本方針の点検、改訂（必要に応じて）（改定した場合、HP に反映させる） 学校の状況、学年・学級の児童の実態の共通理解、児童理解（個に応じた対応、保健室報告など）
3	学校の状況、学年・学級の児童の実態の共通理解、児童理解（個に応じた対応、保健室報告など） 次年度への引き継ぎとまとめ

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑い含む）は、直ちに教育委員会に報告する。「学校いじめ防止対策委員会」が迅速に対処すると共に、再発防止に視点を当てた「調査」を実施する。また、当該児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 附則

- (1) 必要があると認められる際には川井小学校いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。
- (2) この「横浜市立川井小学校いじめ防止基本方針」は、平成26年3月4日より実施する。